

第三者評価結果の公表事項(児童養護施設)

① 第三者評価機関名

特定非営利活動法人 JMACS

② 評価調査者研修修了番号

SK2025084・SK2025082・愛福評 14002

③ 施設の情報

名称：松山信望愛の家	種別：児童養護施設	
代表者氏名：大西 明美	定員（利用人数）： 75名（51名）	
所在地：愛媛県松山市久万ノ台251番地1		
TEL：089-924-9215	ホームページ：https://www.shinbouai.com/	
【施設の概要】		
開設年月日：1948年10月15日		
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人コイノニア協会		
職員数	常勤職員： 44名	非常勤職員： 6名
有資格 職員数	（社会福祉士） 5名	（精神保健福祉士） 2名
	（保育士） 17名	（公認心理師） 3名
	（栄養士） 1名	（調理師） 5名
施設・設備 の概要	（居室数）	（設備等）
	31室	一時保護施設・親子訓練室・ ショートステイルーム・心理療法室

④ 理念・基本方針

理念

- 一. 聖書の教える〈隣人愛〉の実践に努める。
- 一. 児童の権利を擁護し、その自立に貢献する。
- 二. 愛着関係形成に心を砕き、心の健全な育成を図る。
- 三. 公平・公正な運営を心がけ、公共の利益を図る。
- 四. 地域・関係機関との協力関係を作り、地域ニーズに応える。
- 五. 職員の資質向上努力を常に心がけ、専門的かつ適切なサービスを提供する。

基本方針

①「受容と支援」

種々の事情により生活に困窮する児童を受け入れ、その支え手となって責任ある支援とその努力を尽くす。

＜措置入所のみならず一時保護委託やショートステイ・トワイライトステイにも可能な範囲対応していく＞

②「生命の保護」

児童の生命を守り、かつその身体の健全をはかる。

＜各種マニュアル活用によるきめ細かなケアの実施＞

③「敬 愛」

児童を敬愛し、その人権を擁護する。

＜児童の権利擁護に立ったケアと人権理解を伴った自立への援助＞

④「個性の尊重」

児童の個性を重んじ、その可能性の伸長に努力する。

＜発達に応じた学校選択と発達・学習支援・個性を育てる支援＞

⑤「自立と使命の自覚」

児童の自立を助け、児童がその個々の能力に応じて他者を支えうる社会人となるべく、その育成に努める。

⑤施設の特徴的な取組

①全面小規模化による個別的ケアの実践

②心理療法担当職員・家庭支援専門相談員の各2名配置による心的ケアと親子関係再構築支援の充実

③一時保護児童に対して小規模なグループによるケアを実施するために、一時保護施設（男女別2ホーム）を開設

④法人内研修会をはじめとした研修体制の充実

⑤NPO法人由良野の森との連携体験事業や畑・花壇の整備などを通じた環境教育の実施

⑥余暇活動充実のための施設内部活動

（登山部、釣り部、クッキング部、お箏部、ピアノ部、手芸部、園芸部、レクリエーション部）

⑦株式会社公文教育研究会との契約に基づく公文式学習の導入や、SBI英会話教育支援プログラムの活用、ボランティアによる学習指導、通塾の励行等、学習支援体制の整備

⑧施設見学会の実施やホームページによる情報発信の内容充実

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（和暦）	令和 7 年 6 月 1 日（契約日） ～ 令和 8 年 3 月 25 日（評価結果確定日）
前回の受審時期 （評価結果確定年度・和暦）	令和 4 年度

⑦総評

◇特に評価の高い点

1. 理念に基づいた計画的な施設運営

理念・基本方針を基盤として施設運営が行われており、県の社会的養護推進計画等を踏まえた経営状況の把握や分析が行われている。中・長期計画とそれを踏まえた事業計画が策定され、職員の意見を反映する仕組みも整えられており、理念に基づいた計画的な施設運営が行われている。

2. 多職種の専門性を活かした支援体制

心理療法担当職員や家庭支援専門相談員などの多様な専門職を配置し、それぞれの専門性を活かした支援体制が整えられている。日常生活における職員のかかわりを基盤としながら、専門職が連携することで、こどもの心理面への配慮や生活面での支援など多角的な養育・支援が行われている。こうした体制のもと、「心の支援」と「生きる力の支援」を重視した養育実践につなげている。

3. 学習環境の整備と多様な学びの機会の確保

こどもの発達状況や学力に応じた学びの機会を確保している。施設内では個別学習教材を導入し、基礎学力の向上と自己肯定感の育成に取り組むとともに、学習ボランティアや職員による個別指導、学習塾の利用支援など、多様な学習支援が行われている。また、図書スペースの整備や職員の得意分野を生かした部活動の実施など、こどもが興味や関心を広げながら学びや遊びを経験できる環境が整えられている。

◇改善を求められる点

1. 日常的な養育・支援のあり方の再確認と質の向上

日々の養育・支援は丁寧に行われているが、改めて「人が人を育てる」という原点に立ち返り、職員一人ひとりが自身の関わり方や言動を振り返る機会を持つことが期待される。こどもの視点に立って考えることや、こどもが言葉にしにくい思いや声をくみ取るための時間を確保することも重要である。職員がゆとりを持って支援に向き合い、自信とやりがいを持って養育・支援に取り組める環境づくりを今後も進めていくことが望まれる。

2. 非常勤職員を含めた研修体制の充実

年間研修計画に基づく研修は実施されているが、非常勤職員等については入職後の継続的な研修機会が十分とはいえない状況が見られる。今後は雇用形態に関わらず、全職員を対象とした研修体系の整備を進めることが望まれる。

3. 支援体制をより機能させるための仕組みの整理

養育・支援の質を高めるための各種記録や会議、チェック体制などの仕組みが整備されている。一方で、取組が積み重ねられてきたことにより、書類や会議体が細分化している面も見られる。今後は、それぞれの目的や役割を整理し、よりわかりやすく機能する形に見直すことで、職員がこどもへの直接的な関わりにより力を注げる体制づくりが期待される。

⑧ 第三者評価結果に対する施設のコメント

日頃のケアを振り返る良い機会となりました。ありがとうございます。

日常的な養育・支援のあり方の再確認および質の向上に関するコメントにありますように、職員がゆとりを持ってこどもと向き合うためには、チームとして協力体制が出来ていないと実現困難と存じます。チーム支援の質を向上させていくため、書類や会議体の充実だけでなく、職員間のコミュニケーションやホーム間での協働に着目した仕組み作りに取り組み、こどもたちの最善の利益が図られるよう邁進して参ります。

⑨ 第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果（児童養護施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 24 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象 I 養育・支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-1 (1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-1 (1) —① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	◎・b・c
<コメント> 理念、基本方針を明文化し、ホームページや事業計画書等に明記している。職員に対しては、入職時や年度初めの全体ミーティングを通じて周知を図っている。こどもには掲示板への掲示により伝え、保護者に対しては入所時に説明するほか、年度初めに通信で方針を明示して理念・方針の周知を図っている。		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-1 (1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I-2-1 (1) —① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	◎・b・c
<コメント> 県の社会的養護推進計画等の行政計画を基に、施設経営を取り巻く状況を的確に把握している。毎月、措置児童数や一時保護児童数の推移を管理し、養育および支援に要するコスト分析を継続的に実施している。要保護児童対策地域協議会等の研修に施設長や家庭支援専門相談員が参加し、地域ニーズの把握に努めている。これらを踏まえ、施設運営や支援体制の構築に向けて経営状況の把握・分析を行っている。		
③	I-2-1 (1) —② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	◎・b・c

<p><コメント></p> <p>経営状況や改善すべき課題については、法人運営会議において定期的に協議を行い、組織としての方向性を明確にしている。抽出された課題や経営状況は、月1回開催される全体ミーティングを通じて全職員に周知を図っている。また、年度初めの全体ミーティングで今年度の計画内容を周知している。これにより、処遇計画の推進や人的対策、設備の改修といった課題解決に向けた具体的な取組を施設全体で進めている。</p>

I—3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I—3—（1）中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
④	I—3—（1）—① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>中・長期計画は、運営理念や基本方針の実現に向けた目標を明確にし、経営課題や問題点の解決・改善に向けた内容となっている。年度末には見直しを行い、現状に即した計画となるようにしている。</p>		
⑤	I—3—（1）—② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>中・長期計画を踏まえた単年度計画が具体的に策定されている。単年度計画には数値目標を設定し、成果や実施状況を客観的に把握できるようにしている。</p>		
I—3—（2）事業計画が適切に策定されている。		
⑥	I—3—（2）—① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>事業計画の策定に際しては、全職員から書面で意見を集約し、次年度検討委員会で審議する体制を確立している。年2回の施設長面談や予算要望書を通じて現場の意向を直接吸い上げ、計画や予算へ具体的に反映させている。完成した計画書は、年度初めの全体職員会議で周知を図り、職員の理解と参画意識の向上を図っている。</p>		
⑦	I—3—（2）—② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	a・㊟・c
<p><コメント></p> <p>保護者等に対しては、年度初めに通信を通じて事業計画の周知を図っているが、詳細な説明については今後の取組が期待される。子どもには、集会時やホームごとの集まりにおいて運営内容の説明を行っている。今後は、ホームページへの掲載による情報公開の充実を図るとともに、子どもの理解をより深めるための説明方法を工夫するなど、周知と理解の促進が期待される。</p>		

I—4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I—4—(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I—4—(1)—① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	㊤・b・c
<p><コメント></p> <p>職員は、施設の内外の研修に加え、ケア内容チェック表や人権擁護チェックリスト、目標管理シートやアップスキル表などの様々なツールを用いて、支援の質を客観的に把握する仕組みを整えている。これらに基づき、上司による定期面談や状況に応じた柔軟な助言を行うことで、個々の資質と支援の質の向上を図っている。また、第三者評価の受審や自己評価に職員が参画し、主任会議での分析を経て具体的な課題把握と対策につなげている。</p>		
9	I—4—(1)—② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	㊤・b・c
<p><コメント></p> <p>第三者評価の結果や自己評価から抽出された課題を事業計画に反映し、組織的な改善を行っている。具体的な取組は委員会等を通じて進められ、主任会議等で進捗を確認し、適宜見直しを図っている。決定事項や共有すべき課題は文書回覧によって職員に周知し、施設全体で共通認識を持って計画的な改善に取り組んでいる。</p>		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ—1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ—1—(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ—1—(1)—① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	㊤・b・c
<p><コメント></p> <p>施設長は、施設の経営・管理に関する方針を職務分掌により明文化するとともに、年度初めの全体ミーティングを通じて職員への周知を図っている。また、有事の際の役割と責任については、不在時の権限委任を含め、事業継続計画（BCP）や防災マニュアル、感染症マニュアル等に明記している。</p>		
11	Ⅱ—1—(1)—② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	㊤・b・c
<p><コメント></p> <p>施設長は、法令遵守に関する経営者研修等に参加し、最新の動向把握に努めている。法令改正等の情報は、全体ミーティングでの報告や法人交流誌への掲載を通じて速やかに共有し、組織内への周知を行っている。</p>		

Ⅱ—1—（2）施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ—1—（2）—① 養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>施設長は、施設内外の各種会議への参加や年に2回の職員面談に加え、ケア内容チェック表や目標管理シート等の確認を通じて、現場の支援状況と職員の課題を把握している。また、自らも各種研修に積極的に参加して自己研鑽に励み、最新の知見を取り入れることで専門性の向上に努めている。</p>		
13	Ⅱ—1—（2）—② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>施設長は、経営課題の改善に向け、人事・労務・財務等の多角的な視点から分析を行い組織的な取組を主導している。リーダー会議や全体ミーティングで進捗を直接確認し、的確な助言や軌道修正を行うことで、業務の実効性を高めている。また、今年度より有給休暇の時間単位取得制度を導入するなど、福利厚生充実と職場環境の改善を推進している。</p>		

Ⅱ—2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ—2—（1）福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ—2—（1）—① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>事業計画において、必要な人員体制の考え方や福祉人材の確保・育成方針を明確に示している。この計画に基づき、ホームページでの情報発信や施設見学への柔軟な対応、養成校へのポスター配布などを通して、幅広い人材の確保に向けた採用活動を展開している。また、実習生を積極的に受け入れることで、将来的な人材確保にもつなげている。</p>		
15	Ⅱ—2—（1）—② 総合的な人事管理が行われている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>採用や昇進などの人事基準を明確に定め、職員に周知した上で組織的な管理を行っている。現場ではケア内容チェック表やアップスキル表を活用し、目指すべき職員像や必要なスキルを具体的に示している。今後は、これらのスキル評価とキャリアパスを連動させ、より分かりやすい人事管理システムの構築が期待される。</p>		

Ⅱ—2—（2）職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ—2—（2）—① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>施設長による年2回の面談を実施し、職員の就業状況や意向を直接把握している。さらに、年1回のストレスチェックを実施するほか、新入職員や希望者を対象に心理療法担当職員による面談を行い、職員の悩みや不安を早期にフォローする体制を整えている。福利厚生面では、外部の福利厚生サービスを導入し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。また、時間単位の有給休暇に加え、育児休業制度を整備し、職員のライフステージに合わせた柔軟な働き方を支援している。</p>		
Ⅱ—2—（3）職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ—2—（3）—① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>目標管理シートを導入し、組織的な目標管理を行っている。シートに運営方針や事業計画を各自で記入することで、組織の方向性の共有を図っている。設定した目標については、上司による中間面談や施設長面談を定期的実施し、進捗確認や助言を行うことで、個々の目標達成と資質向上を支援している。</p>		
18	Ⅱ—2—（3）—② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・㊟・c
<p><コメント></p> <p>年間研修計画に基づき、計画的な教育・研修を実施している。年度末には研修後の感想や意見を集約し、計画の評価と見直しを行うことで、研修内容の向上を図っている。一方で、非常勤職員等については入職時の研修は行っているものの、入職後の継続的な研修実施が課題となっており、今後は非常勤職員を含めた全職員を対象とする研修体系の整備が期待される。</p>		
19	Ⅱ—2—（3）—③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	a・㊟・c
<p><コメント></p> <p>現場では事例検討を通じて個別的なOJTやスーパービジョンを実施しており、職員一人ひとりの資質を把握した上で、その内容を次期の研修計画へ反映させている。一方で、非常勤職員等については入職時の研修は行っているものの、入職後の継続的な研修実施には課題が見られるため、今後は雇用形態に関わらず全職員を対象とした研修体系の整備が期待される。</p>		

II-2-(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	II-2-(4)-① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>実習生の受入れと育成に関する基本姿勢を事業計画に明示し、マニュアルを整備して取り組んでいる。実習指導者マニュアルに基づき、学校側と密に連携しながら学生への指導にあたるとともに、こどもに実習に関する説明を行い、保護者等には通信で伝えている。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>ホームページや通信において、理念や活動報告、苦情相談の内容等を公開している。第三者評価の結果も公開するなど、運営の透明性を確保するための情報公開が適切に行われている。今後は、事業計画をホームページで公開することや、事業所パンフレットの配布を公民館や児童館などにも広げていくことが期待される。</p>		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>公正かつ透明性の高い事務処理等を推進し、内部監査による定期的な確認を行っている。また、財務や事業内容について外部の会計士から助言を受けることで、適正な経営・運営の維持に努めている。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① こどもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>高齢者施設の利用者との交流や地区の運動会等への参加を通じて地域住民とのかかわりを深めているほか、地元企業の招待旅行に参加するなど、外部との多様な接点を設けている。また、部活動や地域のスポーツチーム、アルバイト先とも密に連携を図り、こども一人ひとりが地域社会の中で健やかに活動できるよう支援している。</p>		

24	Ⅱ—4—(1)—② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・⑩・c
<p><コメント></p> <p>ボランティアの受入れについては、対応マニュアルを整備し、受入れにあたっては必要な研修や支援を行うなど、活動が円滑に進むよう配慮している。施設主催の夏祭りにボランティアを招き交流を図るほか、地域の小学校へバザー備品を貸し出すなど地域との関係づくりにも取り組んでいる。一方で、地域の学校教育等への協力に関する基本姿勢については、今後、事業計画等に明文化し、より積極的な取組につなげていくことが期待される。</p>		
Ⅱ—4—(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ—4—(2)—① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	⑩・b・c
<p><コメント></p> <p>関係機関や団体など、地域の社会資源リストを作成し、日々の支援に活用している。また、全体ミーティング等でそれらについて説明するなど、職員間で情報共有が図られている。さらに、各機関との連絡会等への参画を通じて、密接な連携を図っている。</p>		
Ⅱ—4—(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ—4—(3)—① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a・⑩・c
<p><コメント></p> <p>ショートステイやトワイライトステイ等の子育て支援事業に加え、法人が里親支援センターを運営することで、地域における養育家庭の現状や課題を把握している。今後は、これまでの活動実績を基盤として、地域住民に対する相談事業の実施など、さらなる取組が期待される。</p>		
27	Ⅱ—4—(3)—② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・⑩・c
<p><コメント></p> <p>地域の避難訓練時に施設のグラウンドを開放し場所を提供するなど、地域との連携を図っている。今後は、把握した福祉ニーズに基づき、具体的な活動内容を事業計画等へ明示していくことが望まれる。また、地域と合同での避難訓練の実施や施設として主体的な講演会・研修会等の開催など、より踏み込んだ公益的な事業・活動を行うことが期待される。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

Ⅲ—1 こども本位の養育・支援

		第三者評価結果
Ⅲ—1—(1) こどもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ—1—(1)—① こどもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>こどもを尊重した養育・支援については、理念・基本方針、事業計画等に明記している。職員は、全体ミーティングにおいて全国児童養護施設協議会（全養協）の「倫理綱領」や法人の理念・基本方針を確認し、こどもの権利擁護や適切なかかわり方について継続的に学ぶ機会を設けている。また、こどもに対しては、権利ノートを各ホームに配置するほか、権利擁護に関する通信を通じて内容を説明するなど、自身の権利について理解を深められるよう配慮している。</p>		
29	Ⅲ—1—(1)—② こどものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>プライバシー保護について、ケアマニュアルの各項目において具体的な配慮事項を明記し、職員の共通理解を図っている。職員は研修に加え、ケア内容チェック表を用いて自身の支援を振り返る機会を設けており、コーディネートを担う職員による指導・教育を通じて、支援の質のさらなる向上に努めている。ハード面では、洗面所や脱衣所、居室においてパーテーションを設置するなど、空間的な仕切りによるプライバシーを確保している。</p>		
Ⅲ—1—(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ—1—(2)—① こどもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>見学等の希望に柔軟に対応するとともに、理念や基本方針、施設の特徴をホームページやパンフレットで紹介し、積極的な情報提供に努めている。保護者の支援においては、2名の家庭支援専門員を中心に、電話や面会など個々の状況に合わせた方法で丁寧なかかわりを行っている。また、活動の様子を伝える通信に職員がメッセージを添えるなど、保護者の安心感と信頼関係の構築に向けて取り組んでいる。</p>		
31	Ⅲ—1—(2)—② 養育・支援の開始・過程においてこどもや保護者等にわかりやすく説明している。	a・㊟・c

<p><コメント></p> <p>受入れマニュアルに沿って、入所時に個人情報の取り扱いや苦情相談窓口について、子どもや保護者等へわかりやすく説明を行っている。支援の過程においても、子どもや保護者の意向を丁寧に汲み取りながら自立支援計画を作成し、一人ひとりの状況に即した養育・支援を行っている。今後は入所時の支援の体系化に向けた取組を検討している。</p>		
32	<p>Ⅲ—1—(2)—③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。</p>	a・⑩・c
<p><コメント></p> <p>退所にあたっては、自立支援担当職員が中心となり、子どもとの SNS 等を活用した連絡手段を確保するとともに、自立支援拠点事業所等の情報提供を行っている。また、関係機関と連携し、退所後のアフターケアに努めている。一時保護委託においては、生活記録やアセスメントチェックシートを作成して児童相談所へ提供するなど、的確な情報共有を行っている。措置変更の際も、情報を整理して移行先へ伝えることで個別の状況に応じた継続的な支援につなげているが、引継ぎ文書としての様式は現在設けていない。今後は、移行期支援の手順も含めた対応方法を整理し、支援の継続性をより確かなものにするための仕組みづくりを検討している。</p>		
<p>Ⅲ—1—(3) こどもの満足の向上に努めている。</p>		
33	<p>Ⅲ—1—(3)—① こどもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。</p>	a・⑩・c
<p><コメント></p> <p>日々の生活の中で食事や生活環境に関する希望を聞き取り、リーダー会議や主任会議において検討・改善に努めている。また、年2回の施設独自のこどもの生活アンケートや年1回の嗜好調査を実施し、その結果を主任会議や全体ミーティング等で分析・検討して具体的な改善につなげている。多様な手法により意向把握に努めているが、子どもが直接参画する形での検討会議については、今後の検討課題となっている。</p>		
<p>Ⅲ—1—(4) こどもが意見等を述べやすい体制が確保されている。</p>		
34	<p>Ⅲ—1—(4)—① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。</p>	a・⑩・c
<p><コメント></p> <p>法人の利用者権利擁護規程に基づき、寄せられた相談・意見・要望等に適切に対応するための仕組みを整えている。子どもに対しては子どもの意見相談マニュアルを用いて分かりやすく示し、保護者に対しては入所時の資料による説明のほか、ホームページのメールフォームからも申し出ができる体制を確保している。また、プライバシー保護を徹底した上で、寄せられた内容や解決結果を公表する仕組みを構築している。今後は、子どもがより安心して苦情や意見を伝えられるよう、申し出やすい環境づくりについてさらに工夫していくことが期待される。</p>		

35	Ⅲ—1—(4)—② こどもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、こども等に周知している。	a・①・c
<p><コメント></p> <p>子どもの意見相談マニュアルや子どもからの相談・意見受付マニュアルを整備し、こどもが意見を出しやすい環境づくりに努めている。意見箱の設置、施設長への直接相談など、複数のルートを確認している。これらについては、イラストやルビを用いた子どもの意見相談マニュアルを各ホームに掲示し、手順や窓口、施設外の相談先を含め、分かりやすく周知している。加えて、アドボケイト（意見表明等支援員）による来訪・面会の機会を設けており、こどもが第三者に意見や思いを伝えられる体制を整えている。今後は、こどもが安心して意見を表明できるよう、日常生活の中で意見を言いやすい雰囲気づくりについて、さらなる取組が期待される。</p>		
36	Ⅲ—1—(4)—③ こどもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	②・b・c
<p><コメント></p> <p>意見箱や直接の聞き取りで把握した意向は、速やかに職員間で共有されている。会議等の場でチームとして具体的な対応策を検討し、組織的な解決を図る仕組みとなっている。検討結果については、担当職員等を通じて本人へ丁寧にフィードバックを行うほか、相談者が特定できない場合や全体に関わる内容については、必要に応じて全体へ共有・回答するなど、迅速に対応している。</p>		
Ⅲ—1—(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ—1—(5)—① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	②・b・c
<p><コメント></p> <p>事故発生時の対応や安全確保については、安全計画やリスクマネジメント規程で明確に定めており、研修を通じて職員への周知・徹底を図っている。ヒヤリハット事例を積極的に収集し、それらを検討・分析した結果を全体ミーティング等で共有している。また、月1回の安全点検票に基づくチェックを継続的に実施するなど、こどもの安全を最優先とした環境維持に取り組んでいる。</p>		
38	Ⅲ—1—(5)—② 感染症の予防や発生時におけるこどもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	②・b・c
<p><コメント></p> <p>感染症対策マニュアルを整備し、研修を通じて職員への周知・徹底を図っている。日頃より、手洗いの励行や定期的な空気の入替え、共有箇所の消毒、空気清浄機の設置などを行い、施設内感染の予防に努めている。感染症発生時には、空き部屋を利用して速やかに隔離を行うなど、迅速な対応により、施設内でのまん延防止を徹底している。</p>		

39	Ⅲ—1—(5)—③ 災害時におけるこどもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a・⑩・c
<p><コメント></p> <p>事業継続計画（BCP）や総合防災マニュアルに基づき、対応体制を整備している。定期的な避難訓練の実施に加え、備蓄品をリスト化して適切に管理している。こどもの安否確認のため、学校等の所属先別名簿を整備し、迅速に状況を把握できる体制を整えている。また、キャンプ活動を通じてテントの設置や野外調理、簡易トイレの使い方を体験するなど、防災スキルを学ぶ機会を設けている。職員間の連絡には SNS のグループ機能等を活用し、いざという時に備えて運用試験を行っている。今後は、地域との連携や合同訓練の実施などにも視野を広げ、より安心できる体制づくりを進めていくことが期待される。</p>		

Ⅲ—2 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ—2—(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ—2—(1)—① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	⑩・b・c
<p><コメント></p> <p>ケアマニュアルには、こどもの尊重や権利擁護、プライバシー保護の姿勢と標準的な実施方法が文書化されており、研修などを通じて職員への浸透を図っている。また、毎月のケア内容チェック表による自己点検やコーディネートを担う職員によるフォローの機会を設け、支援の質の向上に努めている。</p>		
41	Ⅲ—2—(1)—② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	⑩・b・c
<p><コメント></p> <p>標準的な実施方法の検証・見直しについては、各委員会等で日常の支援の中から生じた課題や対応状況を踏まえて検討が行われている。これらの内容を標準的な実施方法へ反映するかについてはその都度整理され、自立支援計画の内容を必要に応じて取り入れるなど、状況に応じた柔軟な見直しが行われている。さらに、年度末に開催される次年度検討委員会において全体的な見直しを行い、更新の際は全体ミーティング等を通じて周知を徹底し、現場への浸透を図っている。</p>		
Ⅲ—2—(2) 適切なアセスメントにより自立支援計が策定されている。		
42	Ⅲ—2—(2)—① アセスメントに基づく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a・⑩・c

<p><コメント></p> <p>個別的な自立支援計画の策定にあたっては、責任者を明確に配置し、アセスメントから評価・見直しに至るプロセスを確立するとともに、支援計画検討会議において多職種で検討し、計画を策定している。また、支援困難ケースには臨時検討会で迅速に対応している。子どもへの意向確認は行っているが、今後は意見表明権をより尊重する観点から、策定過程への参画や、子ども自身が計画内容を把握・理解できるような働きかけの充実を課題としている。</p>		
43	<p>Ⅲ—2—(2)—② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。</p>	a・⑩・c
<p><コメント></p> <p>自立支援計画については、アセスメントから評価・見直しに至るプロセスを確立し、時期を定めて適切に見直しを行っている。現在は、計画が日々のケアに確実に活かされているかどうかをさらに確認できるよう、様式の見直しを進めている。今後は、この見直しを通じて子どもの意向をより丁寧に汲み取り、内容に対する納得と同意を深めることで、養育・支援の質の向上につながる取組が期待される。</p>		
<p>Ⅲ—2—(3) 養育・支援実施の記録が適切に行われている。</p>		
44	<p>Ⅲ—2—(3)—① 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。</p>	a・⑩・c
<p><コメント></p> <p>計画に基づく養育・支援の実施状況は、育成記録（日誌）としてネットワークシステムに記録され、職員間で共有している。記録要領についてはケアマニュアルに明示し、気になる記録があればその都度確認し、必要に応じて指導を行っている。今後は、職員間での記録内容や書き方の差異を課題と捉えており、研修等を通じた記録の平準化を図り、支援の質向上につながる取組が期待される。</p>		
45	<p>Ⅲ—2—(3)—② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。</p>	a・⑩・c
<p><コメント></p> <p>個人情報管理規程に基づき、責任者を定め、記録の保管・提供等のルールを明確化している。保護者には入所時に説明し同意を得ているが、職員への研修による理解促進や子どもに対する説明の実施については、今後の課題となっている。</p>		

内容評価基準（24 項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施」の付加項目

A—1 こどもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

		第三者評価結果
A—1—（1）こどもの権利擁護		
A①	A—1—（1）—① こどもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>こどもの権利擁護の取組は、施設の養護方針をはじめ、権利擁護規程やケアマニュアルの整備により徹底されている。また、適宜研修を実施し、養育・支援の在り方を協議している。また、毎月のケア内容チェック表の記入等により、職員一人ひとりが権利擁護の意識を高めるとともに、コーディネートを担う職員を中心に内容を分析し、困り感やリスクの早期発見にも努めている。意見表明等支援事業を活用し、外部のアドボケイトによる意見形成・表明支援を受けているが、今後はこどもに最も身近な代弁者としてアドボカシーに関する技能の向上を図る方針である。</p>		
A—1—（2）権利について理解を促す取組		
A②	A—1—（2）—① こどもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>自他の権利について正しい理解を促す取組として、職員は毎年1回以上、権利ノートや副読本を用いた権利に関する学習会を実施している。こどもに対しては、ホームに権利ノートを配置し、日常生活の中で起こるいじめや暴力的言動・ルールの確認を行う際など、必要に応じて権利と義務をわかりやすく伝えるよう努めている。また、性教育委員会が定期的に発行している通信を児童掲示板やホーム内に掲示し、日常の中で、守られるべきこどもの権利をこどもに伝え、職員は常に意識できるようにしている。</p>		
A—1—（3）生き立ちを振り返る取組		
A③	A—1—（3）—① こどもの発達状況に応じ、職員と一緒に生き立ちを振り返る取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>生き立ちを振り返る取組について、体系的な仕組みは整備されていないものの、成長の記録を残す取組として、委員会のひとつに写真管理の部門を設け、それぞれのこどものアルバム制作に取り組んでいる。また、こどもが語る自身の生き立ちに関するエピソードや疑問については、コーディネーター会議や支援計画検討会議において協議し、生き立ちについてこどもと向き合う準備を行っている。今後は高校生交流会で作成したログノートの活用や、担当の児童福祉司との連携による生き立ちの整理の実施について、すべてのこどもを対象に実施できる仕組みの検討を進めている。</p>		

A—1—（4）被措置児童等虐待の防止等		
A④	A—1—（4）—① こどもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>こどもに対する不適切なかかわりの防止及び早期発見については就業規則に明示されている。また施設内虐待防止マニュアルにおいて、体罰や不適切なかかわりがあった場合の対応や手順を定めている。ケア内容チェック表や全養協作成の人権擁護のためのチェックリストを活用し、職員が自己チェックを行うとともに、コーディネートを担う職員を中心にチェック表の検証を行い、課題の把握と改善に取り組んでいる。さらに、子どもの意見相談マニュアルを作成し、こどもにもわかりやすい形で掲示している。</p>		
A—1—（5）支援の継続性とアフターケア		
A⑤	A—1—（5）—① こどものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	a・①・c
<p><コメント></p> <p>同一法人の乳児院から措置変更となる場合には慣らし保育を行っている。また、他の施設から入所する場合には、環境を大きく変えないよう配慮するとともに、宿直体制の強化を図っている。一方、入所時の職員の配慮や環境整備については、各ホームの判断に委ねられている面があり、今後はその仕組みづくりや取り決めの整備が期待される。家庭復帰後の支援については、必要に応じて関係機関と連携しながら、自立支援担当職員を中心に実施している。また、法人内の里親支援センターとも連携し、こどもの最善の利益に則った生活の場についても積極的に検討を進めている。今後は、アドミッションケアのさらなる工夫と標準化に取組み、こどもの不安や寂しさの軽減を図ることが期待される。</p>		
A⑥	A—1—（5）—② こどもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	a・②・c
<p><コメント></p> <p>リービングケアと退所後の支援については、県の児童福祉施設連合会が実施した退所後アンケート調査の結果報告や、施設退所に関するこどものニーズを把握し、リービングケアの実施に役立てている。なお、当施設は全面的な小規模化が図られており、生活の中でのリービングケアが充実している。退所後の相談については、自立支援担当職員を中心に対応しており、個別に丁寧な支援が行われている。退所者との交流については、施設を訪ねてくるこどもを受入れており、今後はさらに良い形で交流が図られるよう工夫していくことが期待される。</p>		

A—2 養育・支援の質の確保

A—2—(1) 養育・支援の基本		
A⑦	A—2—(1)—① こどもを理解し、こどもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	a・⑥・c
<p><コメント></p> <p>一人ひとりのこどもの生育歴や背景を踏まえ、こどもが表出する感情や言動を受け止める支援に取り組んでいる。各種会議では、他職種の視点からこどもの状態の把握を図り、理解に努めている。ホーム職員と心理療法担当職員との定期的な連絡会を月1回実施し、生活場面での気付きや配慮の共有を行い、支援の質の向上を図っている。一方、生活アンケートの結果からは、十分な成果が表れているとは言えない。今後も生活支援の中で、こどもの表出する感情や言動の受け止め方に関する職員のスキル向上を図っていくことが期待される。</p>		
A⑧	A—2—(1)—② 基本的欲求の充足が、こどもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。	a・⑥・c
<p><コメント></p> <p>基本的欲求の充足には、こどもと職員の信頼関係が基盤になることを理解し、それが形式的な業務とならないよう、研修機会等を通じて職員への周知を図っている。また、こどもそれぞれの事情を考慮し、コーディネートを担う職員が必要な調整を行うことで、施設としてのバランスを保ち、ホーム職員が一定の裁量をもって判断しやすい環境づくりに努めている。さらに、基本的な信頼関係を構築するために、日常生活の中でこどもと個別に触れ合う時間を確保するよう努めている。一方、夜間の職員配置についてはアルバイト職員の活用などにより対応しているものの、十分とは言えない場合もあり、こどもの思いに十分に答えられない場面も見られる。</p>		
A⑨	A—2—(1)—③ こどもの力を信じて見守るという姿勢を大切に、こども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。	a・⑥・c
<p><コメント></p> <p>こどもの主体性を尊重し、自らの生活について考え、選択できるようなかわりを大切にしている。生活上のルールについては、職員が一方的に押し付けるのではなく、こども自身の生活に関わるものとして考えられるようにし、こどもとともにホームの枠組みを決めていく取組を行っている。また、毎月のケア内容チェック表により職員が自己チェックを行い、こどもの小さな自己決定の積み重ねを大切にするとともに、職員自身が自らの関わり方や支援の在り方を振り返る機会としている。社会的体験についても、こどもの意見を聞きながら積極的に取り入れている。一方で、職員が自らの関わり方や支援の在り方を継続的に振り返る仕組みとしては十分とは言えず、今後はその体制づくりが期待される。</p>		
A⑩	A—2—(1)—④ 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	④・b・c

<p><コメント></p> <p>発達の状況に応じた学びや遊びの場の保障については、幼児は幼稚園に通わせており、個々の特性やニーズに合った園を選ぶことができている。小学生・中学生についても、必要に応じて放課後等デイサービスを利用して、社会体験の場を広げている。学習面では、個別学習教材を導入し、基礎学力の向上と自己肯定感を育むための取組を行っているほか、希望する児童については学習塾の利用も可能としている。また、個人ボランティアによる学習支援も実施している。さらに、定期的にこどもへのアンケート調査や「こども意見箱」を通して意見を把握し、できる限り実現できるよう努めている。施設内には図書スペースを設け、幼児から高校生まで年齢に応じた図書の充実を図っている。加えて、職員の得意分野を生かした部活動を実施し、こどもたちに多様な体験の機会を提供している。</p>		
A⑪	A—2—(1)—⑤ 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>小規模化により、基本的な生活習慣や社会常識・社会規範、さまざまな生活技術を身に付けやすい環境が整えられている。また、ホーム内にはこどもの作品や写真などを飾るなど、一人ひとりの個人所有の生活用品が大切に扱われていることがうかがえる。生活環境を基盤として、整理整頓や健康管理について日常生活の中で話し合いながら、こどもが自己管理できるよう支援している。地域行事への参加や地域のスポーツクラブへの入部などを通して、さまざまな人との交流の中で社会性を身に付ける機会としている。家庭でのオンライン学習に対応するため、ネット環境を整備している。これに伴い、インターネットの適切な利用について各ホームで支援を行っている。さらに、法人契約によるスマートフォンのレンタルによりスマートフォンを所持するこどもについては、使用状況を確認しながら適切な利用について指導している。</p>		
A—2—(2) 食生活		
A⑫	A—2—(2)—① おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>食事については、小規模化された生活環境の中で、家庭的な雰囲気のもと、こどもが楽しみながら食事ができるよう工夫されている。生活空間の中にキッチンが設けられており、生活時間やこどもの要望に応じて適温での提供が可能となっている。栄養士は検食簿を通してこどもや職員の意見を把握し、調理員と共有しながら配慮した食事の提供に努めている。また、定期的にこどもの嗜好調査やリクエスト献立を実施している。持病やアレルギーのあるこどもについては、ホーム職員と調理員が情報共有を行うとともに、栄養士が病院に同行して状態を把握するなど、安心・安全な食事提供が行われている。献立表は幼児にも見やすいよう工夫されており、カラフルで楽しみながら食に関心を持てる内容となっている。さらに、ホーム内での日常的な調理体験に加え、「ふれあい昼食・夕食」として、こどもたちと職員が共同で調理や片付けを行う機会を設けている。</p>		
A—2—(3) 衣生活		

A⑬	A—2—(3)—① 衣類が十分に確保され、こどもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>衣類は十分に確保されており、季節に応じた衣類が整えられている。洗濯やアイロンがけ、衣類の補修などは生活場面の中で行われており、こどもが日常的に衣生活にかかわることができる環境となっている。また、年齢や発達状況に応じて、衣類の購入についてもこどもが主体的に行えるよう支援している。こどもの特性によっては、お気に入りの衣類にこだわったり、季節に合った服装が難しい場合も見られるが、清潔の感覚と同様に快・不快を体験する中で学びを深め、自ら調整できるよう支援している。さらに、TPOを意識する必要がある場面については、その目的を職員が丁寧に伝え、こども自身が体験を重ねながら理解していけるよう支援している。</p>		
A—2—(4) 住生活		
A⑭	A—2—(4)—① 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるようにこども一人ひとりの居場所を確保している。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>日常的な取組により、施設全体の生活環境は適切に整備されている。毎月の安全点検表による確認を通して、安全で安心できる環境の維持に努めており、修繕や美化が必要な箇所については可能な限り速やかに改善するよう取り組んでいる。また、施設長が定期的にホーム点検を行い、客観的な視点から改善事項を各ホームに伝えている。こどもの状況に応じて個室が提供されており、相部屋の場合でも個人の生活スペースが確保されている。ホーム内には行事の写真やこどもの作品などが飾られており、整理整頓や美化とともに、こどもが安心して過ごせる居場所づくりが図られている。</p>		
A—2—(5) 健康と安全		
A⑮	A—2—(5)—① 医療機関と連携して一人ひとりのこどもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>看護師を配置し、専門的な視点からこどもの健康管理に取り組んでいる。職員は、こどもの変化に早期に気付けるよう日常的な観察や聞き取りを行い、気になる点があれば他の職員と相談・共有しながら慎重に対応している。体調の悪いこどもについては速やかに医療機関を受診し、嘱託医や医療機関の指示を受けながら対応している。また、定期的に児童健康診断や歯科検診を実施し、一人ひとりのこどもの健康状態を確認している。こどものアレルギー情報については共有フォルダで情報共有を行うとともに、一人一冊のファイルを作成し、情報の適切な更新と管理を行っている。感染症の流行期にはマニュアルの確認や職員への事前周知を行い、研修会を実施している。また、感染症に罹患した場合には隔離対応が可能な部屋を確保しており、適切な対応が行われている。</p>		
A—2—(6) 性に関する教育		

A⑯	A—2—(6)—① こどもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>性教育委員会において、性に関する支援の現状や課題について多面的に協議を行っている。性に関する支援においては、問題行動等への対応だけでなく、その根幹となる権利擁護や個人の尊厳への理解を深め、それらを大切にする風土の醸成が重要であるとの考え方のもと取組が進められている。通信を発行し、子どもたちに「性と生」についてわかりやすく伝えるよう努めている。さらに、意見箱を設置し、子どもが気軽に相談や質問ができる環境を整えている。寄せられた相談や質問への回答は主に通信で行い、内容によっては個別に対応している。このほか、看護師による性教育を実施している。外部講師による研修については、職員を対象に包括的性教育や性的マイノリティに関する講義を受講しており、子どもを対象とした取組についても今年度実施する予定となっている。</p>		
A—2—(7) 行動上の問題及び問題状況への対応		
A⑰	A—2—(7)—① こどもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>こどもが暴力や不適応行動などの行動上の問題を示した場合には、その背景や原因について十分に検討し、こどもが落ち着くことができる環境を整えて対応している。出来事については報告書を作成し、職員間で情報共有を行うことで、こどもへの適切なかわりや配慮につなげている。当事者となったこどもへの聞き取りについても可能な限り速やかに行い、必要に応じて児童相談所や警察等の関係機関へ報告し対応している。また、こどもへのかわり方についてはケア内容チェック表を活用して振り返りを行っている。職員のメンタル面についても、心理療法担当職員やコーディネートを担う職員へ相談できる体制を整えている。今後は、個別的なケアへの意識をさらに高め、集団管理の枠組みにとらわれない柔軟な対応が行えるよう、チームによる連携の強化が期待される。</p>		
A⑱	A—2—(7)—② 施設内のこども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>施設内におけるこども間の暴力やいじめ、差別などが生じないよう、施設全体で取組を行っている。ホームのこどもの構成やそれに伴う職員配置については毎年見直しを行っており、必要と判断した場合には年度途中であっても変更するなど柔軟に対応している。勤務体制についても、できるだけ死角が生じないよう配置を工夫するとともに、余暇時間の屋外遊びや共用スペースでの遊びの場には可能な限り職員が近くで見守るようにしている。</p> <p>その中でこども同士の関係性の把握に努め、不適切な関係が見られた場合には適時介入するよう対応している。また、夜間の見回りや職員配置についても、毎日の夜間ミーティングにおいて状況を確認している。さらに、児童相談所や学校などの関係機関と連携し、こまめに連絡を取り合いながら情報共有や役割分担を行っている。</p>		
A—2—(8) 心理的ケア		

A⑱	A—2—(8)—① 心理的ケアが必要なこどもに対して心理的な支援を行っている。	a・㉔・c
<p><コメント></p> <p>心理的ケアが必要なこどもに対しては、心理療法担当職員が支援計画検討会議において心理的な見立てを共有し、その内容が自立支援計画に反映されるよう取り組んでいる。これに基づき、必要に応じて心理療法を実施している。心理療法を行う場所についても、居室から離れた落ち着いた環境に確保されている。また、心理療法に関する職員の理解を深めるため、前年度には心理ケアの概論や心理検査（WISC-5）について学ぶ研修の機会を設けている。心理療法担当職員は、常勤2名、非常勤1名を配置しており、さらに経験豊富な業務委託の心理職がスーパーバイザーとしてかかわることで、質の高いアセスメントや心理的支援が行われている。一方、保護者に対して心理療法担当職員が助言を行った事例はあるものの、定期的を実施する仕組みとしては確立しておらず、今後の取組が期待される。</p>		
A—2—(9) 学習・進学支援、進路支援等		
A㉒	A—2—(9)—① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	㉔・b・c
<p><コメント></p> <p>学習環境の整備と学力等に応じた学習支援については、中学生以上のこどもにはできる限り個室を用意し、学習机や備え付けの机を使用して落ち着いて学習できる環境を整えている。受験を控えたこどもについては、学習ボランティアによる指導や職員による個別指導を行っている。また、本人の意向を踏まえ、学習塾の利用についても支援している。施設内では個別学習教材を導入しており、幼児期から個々の能力に応じて取り組んでいる。学習に対する意欲が十分でないこどもについては、無理に取り組ませるのではなく、本人と話し合いながら進めている。英語学習については、外部団体の英会話教育支援プログラムを活用し、英語教室への通室や海外研修への参加などの機会を設けている。また、学校や幼稚園とも情報交換を行いながら、通級指導や支援学級への移行、特別支援学校への通学などについても配慮し検討している。</p>		
A㉓	A—2—(9)—② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	㉔・b・c
<p><コメント></p> <p>進路の自己決定については、こどもの意思を尊重しながら、保護者や学校、児童相談所と適宜話し合いを行い、こどもの最善の利益につながる進路選択ができるよう支援している。進路選択に当たっては、進学先のパンフレットやホームページの情報に加え、こども自身の預貯金額や想定される居住地域の家賃、年齢に応じた必要経費などの情報を提示し、こどもとともに考える機会を設けている。また、奨学金や各種支援事業についても情報提供を行っている。就職に関しては、学校と連携しながら進めており、こどもに任せきりにするのではなく、就職先ともこまめに情報交換を行いながら支援している。施設入所型の就労支援を利用する場合には、相談員とも継続的に連絡を取り合いながら対応している。退所後は自立支援担当職員が相談窓口となり、必要に応じて学校や就職先とも連絡を取りながら、こどもの状況把握に努めている。また生活に不安があるこどもについては、措置延長も活用しながら支援を行っている。</p>		

A ㉒	A—2—(9)—③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、こどもの社会経験の拡大に取り組んでいる。アルバイトに就くことが難しい状況にある特別支援学校に通う子どもについては、就労継続支援A型事業所に協力を依頼し、就労体験の機会を設けている。その中で、社会の仕組みや働く上でのルールについて説明し、子どもと話し合いながら理解を深められるよう支援している。アルバイトについては、本人の意向を尊重しながら前向きに検討し、実施につなげている。また、資格取得についても積極的に奨励している。</p>		
A—2—(10) 施設と家族との信頼関係づくり		
A ㉓	A—2—(10)—① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を整えている。家庭支援専門相談員を2名配置し、家庭からの相談対応や家庭との連絡調整を細やかに行っている。入所時には施設の生活や支援内容について説明を行い、保護者の理解が得られるよう努めている。また、通信を通して定期的に施設の取組やこどもの様子を伝えるとともに、電話連絡などを通じて保護者との信頼関係の構築に努めている。面会や外出、外泊についても、できる限り保護者やこどもの意向に沿えるよう配慮して対応している。</p>		
A—2—(11) 親子関係の再構築支援		
A ㉔	A—2—(11)—① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>親子関係の再構築等に向けて、家族への支援に積極的に取り組んでいる。担当職員が支援経過票を作成し、家庭支援専門相談員と担当職員による支援検討連絡会を実施している。その後、支援計画検討会議において支援内容を検討し、親子関係再構築に向けた個別の取組についても協議している。また、状況の変化や想定外の出来事が生じた場合にも、適宜対応できる体制としている。親子関係再構築に向けた取組として、施設の設備を活用して保護者と子どもが一緒に料理を行う機会を設けているほか、親子訓練室での面会や、必要に応じて宿泊体験も実施している。さらに、児童相談所とも情報を共有しながら家庭支援の取組を進めている。</p>		